

小規模多機能型居宅介護ちかのり 利用料金表 (介護保険負担割合が1割の方)

	介護保険料/月	初期加算	認知症 加算Ⅰ	認知症 加算Ⅱ	訪問体制強化加算	看護職員 配置加算Ⅱ	サービス提供 体制強化加算(Ⅲ)	総合マネジメント 加算	科学的推進 体制強化加算	口腔栄養スクリーニング加算	処遇改善 加算 (Ⅰ)	特定処遇改善加算 (Ⅱ)	介護職員等 ベースアップ加算	宿泊費/日	食費/日
要支援1	3,438円	1日30円 *利用開始 30日に限り	加算はありません				350円	1000円	40円	20円 6か月に1回	× 10.2%	+ 1.2%	+ 1.7%	+ 3000円	1,500円 内訳 朝食347円 昼食575円 夕食523円 おやつ55円
要支援2	6,948円														
要介護1	10,423円														
要介護2	15,318円														
要介護3	22,283円														
要介護4	24,593円	800円	500円	1000円	700円										
要介護5	27,117円														

\*月毎の包括料金なので、利用者の体調等により小規模多機能計画に定めた期日より利用が多いたまたは少ない場合でも利用料金の増減はありません。

- 認知症加算(Ⅰ)・・・要介護で認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の方
- 認知症加算(Ⅱ)・・・要介護2で認知症高齢者日常生活自立度Ⅱの方
- 看護職員配置加算(Ⅱ)・・・常勤の准看護師の配置がある事業所にのみ算定されます。(要介護者のみ)
- 訪問体制強化加算・・・訪問サービスの提供にあたる常勤の従業者を2名以上配置し、延べ訪問回数がひと月あたり200回以上であるなど、登録者の在宅生活を継続するための体制を強化した場合に算定されます。(要介護者のみ)
- 総合マネジメント体制強化加算・・・多職種協働により、随時適切に介護計画を見直し、かつ、日常的に地域との交流を図っている事業所に算定されます。
- サービス提供体制強化加算(Ⅲ)・・・介護従業者の総数のうち勤続年数が7年以上の者が30%を超える場合に算定されます。
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・介護職員の資格取得への取り組みや職場環境の改善を図る事業所が算定でき、介護職員の地位向上や待遇改善のために使われます。
- 特定処遇改善加算(Ⅱ)・・・介護職員処遇改善加算を算定している事業所が対象で、経験や技能のある介護福祉士の待遇改善のために使われます。
- 科学的介護推進体制加算・・・事業所のすべての利用者に係る情報を情報システムに情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用しケアの質の向上を推奨する。
- 口腔・栄養スクリーニング加算・・・介護職員が健康状態について実施可能なスクリーニングを行い、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供する。
- 介護職員等ベースアップ加算・・・介護職員の収入を3%程度引き上げ賃金の改善を図るための制度